

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

このことについて、学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、学校以外の教育機関に勤務する教育職員（教員出身者）の職名について、給料表の格付にあわせた新たな職名を設定することに伴い、規定を整備する必要があるためである。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正の概要

1 改正の理由

学校以外の教育機関に勤務する教育職員（教員出身者）の職名について、給料表の格付にあわせた新たな職名を設定するため。

旧	新
研究指導主事	<u>主席</u> 研究指導主事 <u>主任</u> 研究指導主事 <u>副主任</u> 研究指導主事 研究指導主事

※ 他の職名についても同様に改正を行う。

2 改正の内容

別紙参照

3 施行期日

平成28年4月1日

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤 元 英

愛知県教育委員会規則第 号

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和四十五年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
埋蔵文化財調査センターの課	課長補佐	事務職員	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。

を

課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
---	----	------	--------------------

に、

総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
----------	--------	------	--

を

埋蔵文化財調査センターの課	主任主査	事務職員	上司が命ずる事務を処理する。
総合教育センター	主席研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	主席教育指導主事	事務職員	上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。
総合教育センター	主任研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	主任教育主事	事務職員	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。
総合教育センター	副主任研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	教育主事	事務職員	上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。

に、

「及び所」を「室及び所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正新旧対照表
新

(職及びその職務)

第四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる学校以外の教育機関又はその組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職員の種類	職務
学校以外の教育機関	所長 略		
総合教育センター	次長 略		
部	部長 略		
課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
室	室長 略		
所	農業教育共同実習所長 略		
埋蔵文化財調査センターの課	主任主査	事務職員	上司が命ずる事務を処理する。
総合教育センター	主席研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	主席教育指導主事	事務職員	上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。

旧

(職及びその職務)

第四条 同上

組織	職名	職員の種類	職務
学校以外の教育機関	同上		
総合教育センター	同上		
部	同上		
課	課長	事務職員	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
埋蔵文化財調査センターの課	課長補佐	事務職員	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
室	同上		
所	同上		

総合教育センターの課及び所	主任研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	主任教育主事	事務職員	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。
総合教育センター	副主任研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	教育主事	事務職員	上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。
総合教育センターの課及び所の埋蔵文化財調査センターの	主査 略		

総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
総合教育センターの課及び所の埋蔵文化財調査センターの	同上		